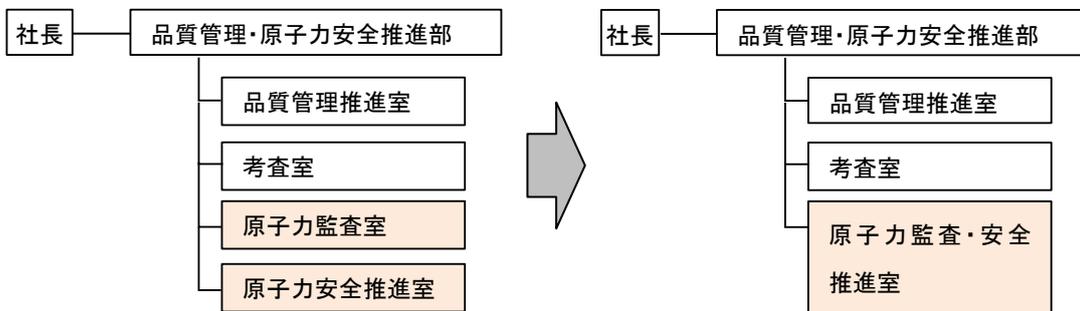


組織名称の変更に伴う志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

1. はじめに

令和5年7月1日付組織改正で、原子力監査室と原子力安全推進室を統合し「原子力監査・安全推進室」という名称に変更する予定であることから、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）を変更する必要がある。なお、統合・名称変更後、保安に関する組織である原子力監査室の業務分掌及び職務は全て原子力監査・安全推進室に引き継がれることから、保安規定の変更は組織の名称変更のみである。



2. 保安規定の変更内容

以下のとおり、保安規定の記載を見直す。

- ・「原子力監査室」 ⇒ 「原子力監査・安全推進室」
- ・「原子力監査室長」 ⇒ 「原子力監査・安全推進室長」

3. 保安規定変更認可申請時期

保安規定変更認可申請は令和5年2月中旬から3月上旬に行う予定である。

4. 現在申請中の案件

現在、当社は以下2件を申請中である。

- ・新規基準に係る案件（平成26年8月12日申請）
- ・志賀原子力発電所1号機 高経年化技術評価に係る案件（令和4年7月25日申請）

以 上